

## 事前確認とは

一時支援金の不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているのか、②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等について、事前確認を行います。

具体的には、事務局が募集・登録した「登録確認機関」が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行います。なお、登録確認機関が、申請希望者が所属する団体、事業性の与信取引先、顧問等であれば、書類の有無の確認を省略し、電話で「給付対象等を正しく理解しているか」等のみについて、事前確認を受けることが可能です。

※登録確認機関は、宣誓内容が正しいかなど、申請希望者が給付対象であるかの判断・確認は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。給付対象については、本Webページに掲載されている内容や資料等よりご確認ください。

どのような機関・者が登録確認機関として登録しているかは、[こちら](#)をご確認ください。

※事前確認を受ける前に[よくある質問](#)についても、予めご覧ください。

**STEP 1 事前確認に必要な書類の準備、マイページから仮登録（申請ID発番）を行ってください。**



**依頼・事前予約を行ってください。**

**STEP 3 TV会議/対面/電話を通じて、事前確認を実施してください。**

**STEP 4 事前確認完了後に、マイページにて必要事項の入力を行い申請してください。**

登録確認機関による事前確認の詳細については、本Webページのほか、経済産業省ホームページに掲載されている下記の資料をご覧ください

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金における事前確認への協力依頼（PDF形式）

（別紙1）登録に関する申込内容について（PDF形式）

（別紙2）一時支援金に関する事前確認マニュアル（PDF形式）

（別紙3）よくある質問及び回答（PDF形式）

**お問い合わせ・相談窓口・申請サポート会場  
電話予約窓口**

**電話番号のお掛け間違いが発生しております。**

**お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願いします。**

 **0120-211-240** IP電話等からの  
お問い合わせ先 **03-6629-0479**  
（申請サポート会場の予約はこちらの番号から承ります） （通信料がかかります）

